

Europe Trends

発表日: 2020年12月25日(金)

英EUが将来関係協議で基本合意

～合意なき離脱の混乱を回避～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL: 03-5221-4527)

◇ 英国とEUは来年からの将来関係協議で基本合意。英国の議会承認やEU側の暫定発効での手続きが残るが、FTA合意なしで移行期間を終了する最悪の事態を回避した。FTA締結で英EU間の貿易はこれまで同様に関税・数量割当なしの自由貿易が継続される。ただ、今後は国境通過時の税関・動植物検疫・規格適合検査が開始され、英EU間で異なる規制への対応が必要になる。進出先としての英国の優位性の一部が失われ、中長期的には英国脱出の動きが広がる恐れがある。

年末の移行期間終了まで丁度1週間となる欧州時間の24日午後、英国とEUは来年1月1日からの新たな将来関係協議でようやく基本合意に達した。合意の障害となっていた英水域でのEU漁船の操業継続については、EUが持つ25%の漁獲割当を5年半かけて英国に変換する譲歩案で着着。環境、労働者保護、産業補助金、税の透明性に関するルールについては、公平な競争条件を阻害する大幅な逸脱があった場合、双方が協議のうえ報復措置を発動する仕組みが盛り込まれた。EU側は欧州委員会に交渉窓口を一本化しており、今後、今回の合意内容に加盟国や欧州議会が改めて反対意見を表明する恐れもある。ただ、協議の最終局面で陣頭指揮にあたった欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は各国首脳と頻りに意見交換をしていたとみられ、合意内容の大枠については加盟国政府から事前に了承が得られているものと推測される。欧州議会で十分な審議時間を確保することが難しいため、議会承認を待たずに協定を暫定発効し、来年2月末までに必要な議会承認手続きを終える方針だ（暫定発効の詳細については、12月17日付けレポート「[英EU協議、合意しても議会承認は間に合うのか？](#)」を参照されたい）。なお、今回の協定は欧州議会の承認のみで足りるEUの専権事項とされ、加盟国の議会承認は必要ない。他方、英国では与党・保守党が議会の過半数の議席を確保しているが、党内の強硬離脱派から安易な妥協を牽制する発言も聞かれる。今後の議会承認で強硬離脱派が反対票を投じる可能性もあるが、その場合も野党勢の一部が賛成票や棄権票を投じることで、年内に協定の批准作業を終えることが可能とみられている。英国ではコロナ変異種の感染拡大に伴う都市封鎖やドーバー港周辺での輸送車両の滞留が続いているが、そこに「合意なき離脱」の混乱が加わる最悪の事態は回避されそうだ。

自由貿易協定（FTA）の締結により、両地域をまたいだ貿易取引はこれまで同様に、全ての物品に関税や数量割当なしで行われる。だが、英国はEUの単一市場や関税同盟の一員でなくなり、EUの司法管轄外となる。域内共通ルールや域内関税なし・域外共通関税の対象から除外され、各種規制の準拠法がEU法から英国法に切り替わる。英国とEUの双方でビジネスを展開する企業は従来、両市場を一体のものと考えてきた。今後はEU市場と英国市場を別物として考える必要があり、例えば、事業者登録、化学品や医薬品の関連規制、自動車の型式認証、食品表示規制、環境規制などを、英国とEUの双方で取得しなければならない。適用ルールが異なるため、今後は

両地域間で貿易を行う場合、関税や数量割当なしのF T Aを締結しても、原産地証明などの税関手続きが開始され、対象となる物品については動植物検疫や規制の適合検査も必要となる。登録・許可の取得や各種規則への対応とともに、通関手続きに関連した事務負担（書類準備や通関業者の手配など）が新たに発生する。また、E Uと陸続きで国境を接する北アイルランドとその他の英国（イングランド、スコットランド、ウェールズ）の間で物品を取引する際には、英国内にもかかわらず税関手続きや動植物検疫が必要になるケースが出てくる。加盟国内のビザなし就労や留学支援制度（エラスムス）の対象から除外される。

合意した法律文書は附則を含めると2000ページに達するとされ、その詳細な内容はまだ公表されていないが、英E U間のF T Aに加えて、経済・社会・環境・漁業分野の協力など多岐にわたる。外交・安全保障・国防分野での協力、金融サービスの同等性評価、個人情報保護の十分性認定、食品安全基準の第三国評価は今回の合意に含まれない。合意がぎりぎりまでずれ込んだことに加え、コロナ禍への対応に追われたこともあり、英国やE U内には移行期間終了に向けた準備作業が遅れている中小企業が少なからずいる模様だ。新たな関係を開始するまでの導入期間が設定されるかや、税関手続きや規制切り替え時の柔軟対応や暫定措置があるかどうかによって、移行期間終了後の物流網やサプライチェーンの混乱が変わってくる。公表された合意の概要には、相互に信頼できる貿易業者と認定して税関手続きを簡素化することや、リスクの低い物品の規制適合を自己申告制とするなどの措置が盛り込まれているが、導入期間や暫定措置に関する記載はない。フランス政府はコロナ変異種発生を受けて開始した英国からの輸送車両や列車の乗り入れ禁止措置を緩和したが、ドーバー港周辺の物流混乱が解消するには時間が掛かりそうだ。そこに年明けから新たな税関手続きが開始されればさらなる混乱は避けられない。また、日本の進出企業にとっては、原産地の累積の対象を英E Uの協定当事国に限るか、英E UのF T A締結国も対象に含むかも大きな関心事となる。

これで英国のE U離脱問題はいったんの決着をみた訳だが、英国とE Uとの新たな関係は今後も様々な局面で試されることになりそうだ。英国とE Uには現時点で共通ルールが適用されているが、時間の経過とともに両者のルールに乖離が出てくることが予想される。その際に英国のE U市場へのアクセスが遮断される恐れがある。合意の障害となってきた公平な競争条件は、E Uルールから大幅に逸脱した場合、双方が協議したうえで制裁措置を発動する形で決着した。実際の係争事案が出てきた際に、どういった基準で大幅な逸脱を認定するかなどを巡って、英E U間の対立が蒸し返す恐れもある。今回の合意の対象外の金融業の同等性評価や個人データ保護の十分性認定の最終判断もまだ出ていない。偉大なグローバル国家（Great Global Britain）を目指すとしてきた英国は、輸出入取引の半分を占めるE Uと関税なし貿易を続け、E Uが締結済みのF T Aのほぼ全ての継承に成功したが、英E U間でビジネスを行う企業は事務コスト負担や異なるルールへの対応が必要となる。また、ポイント制の移民制度を開始により、英国ではE U内からの人材確保がこれまで以上に難しくなる。E Uルールに縛られず、独自の産業政策の採用などの機会も広がるが、中長期的にみると、進出先としての英国の優位性の一部が失われ、英国を欧州ビジネスの核と位置付けていた多国籍企業の英国脱出がさらに進む可能性がある。このまま離脱を進めるか否かを巡る英国内の世論分断、良いところ取りを許さないE Uとの難しい協議、コロナの感染拡大や景気後退の逆境下にあつて、あくまで“ジョンブル魂”を貫いた英国にはどんな未来が待ち構えているのだろうか。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。